

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	2019年5月20日	
【会社名】	株式会社ピクセラ	
【英訳名】	PIXELA CORPORATION	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤岡 浩	
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目10番70号	
【電話番号】	06(6633)3500(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 池本 敬太	
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目10番70号	
【電話番号】	06(6633)3500(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 池本 敬太	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	66,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年4月23日に提出した有価証券届出書並びに2019年5月15日、2019年5月16日及び2019年5月20日に提出した有価証券届出書の訂正届出書のうち、「第一部 証券情報 第1 募集要項」における発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規株式発行

2 株式募集の方法及び条件

(1) 募集の方法

(2) 募集の条件

4 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規株式発行】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	1,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 単元株式数 100株

（注）1．当社は、2019年4月23日付の当社取締役会決議により、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項〔株式発行プログラムの内容等〕（1）本プログラムの内容」に記載の一連の当社普通株式の第三者割当増資を行う株式発行プログラム（割当可能当社普通株式総数14,370,000株）（以下「本プログラム」といいます。）の導入を決定しており、上記の発行数は、本プログラムの第2回割当において予定される割当数量です。

（訂正後）

種類	発行数	内容
普通株式	1,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 単元株式数 100株

（注）1．本株式については、2019年5月20日付の当社取締役会決議により、発行を決議しております。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

（訂正前）

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,000,000株	79,000,000	39,500,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,000,000株	79,000,000	39,500,000

（注）1．本株式の募集は第三者割当の方法によります。

2．上記の発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本有価証券届出書提出時における株価（87円）に基づいた見込額であり、実際の金額は、本株式の発行条件を決定する取締役会決議（以下「割当決議」といいます。）において、当該割当決議日（2019年5月20日）の直前営業日における株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）に基づいて決定される予定です。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は39,500,000円を予定しておりますが、実際金額は、割当決議日の直前営業日における取引所における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）に基づいて決定される予定です。

（訂正後）

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,000,000株	66,000,000	33,000,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,000,000株	66,000,000	33,000,000

- (注) 1. 本株式の募集は第三者割当の方法によります。
 2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は33,000,000円であります。

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定	未定	100株	2019年6月5日	-	2019年6月5日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 割当予定先との間で、本株式にかかる第三者割当契約を締結する予定です。払込期日までに、割当予定先との間で第三者割当契約を締結しない場合は、本株式の第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」といいます。)は行われないこととなります。
 3. 発行価格及び資本組入額は、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式発行プログラムの内容等] (1)本プログラムの内容」に記載のとおり割当決議により決定する予定です。発行価格は、割当決議日の直前営業日における取引所における当社株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%(1円未満端数切上げ)とする予定です。
 4. 発行価格は、会社法上の払込金額です。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。
 5. 申込方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし

(訂正後)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
66	33	100株	2019年6月5日	-	2019年6月5日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 割当予定先との間で、本株式にかかる第三者割当契約を締結する予定です。払込期日までに、割当予定先との間で第三者割当契約を締結しない場合は、本株式の第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」といいます。)は行われないこととなります。
 3. 発行価格は、会社法上の払込金額です。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。
 4. 申込方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
79,000,000	1,000,000	78,000,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額は、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額の15分の1に相当する金額です。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 上記の払込金額の総額及び差引手取概算額は、本有価証券届出書提出時における株価(87円)に基づいた見込額であり、実際の金額は、割当決議において、当該割当決議日の直前営業日における取引所における当社株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)に基づいて決定される予定です。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
66,000,000	1,000,000	65,000,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額は、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額の15分の1に相当する金額です。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

<前略>

(注) 上記記載は、本第三者割当増資を含む本プログラム全体で調達される手取金の使途について記載しております。本プログラムの詳細については、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式発行プログラムの内容等]」をご参照ください。本第三者割当増資を含む本プログラム全体で調達される手取金は、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額1,135,230,000円から、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額15,000,000円を差し引いた金額である1,120,230,000円を見込んでおります。なお、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額1,135,230,000円は、第1回割当の発行価額を第2回割当から第15回割当にも適用した場合の見込額です。実際には、第2回割当から第15回割当の発行価額は、当該割当に係る割当決議の日の直前営業日における取引所における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）に基づいて決定され、当該発行価額の確定によって本プログラムによる調達資金の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。

(訂正後)

<前略>

(注) 上記記載は、本第三者割当増資を含む本プログラム全体で調達される手取金の使途について記載しております。本プログラムの詳細については、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式発行プログラムの内容等]」をご参照ください。本第三者割当増資を含む本プログラム全体で調達される手取金は、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額1,135,230,000円から、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額15,000,000円を差し引いた金額である1,120,230,000円を見込んでおります。なお、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額1,135,230,000円は、第1回割当の発行価額を第2回割当から第15回割当にも適用した場合の見込額です。実際には、第2回割当から第15回割当の発行価額は、当該割当に係る発行条件を決定する取締役会決議（以下「割当決議」という。）の日の直前営業日における株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）に基づいて決定され、当該発行価額の確定によって本プログラムによる調達資金の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

(訂正前)

本株式の発行価額(払込金額)につきましては、当社株式の株価動向、株式市場動向、本第三者割当増資で発行される株式数等を勘案し、本第三者割当増資に関する割当決議日の直前営業日(2019年5月17日)の取引所における当社株式の普通取引の終値の90%(1円未満端数切上げ)に決定される予定です。

<中略>

以上により、当社は、上記発行価額は割当予定先に特に有利でないと判断いたしました。

本件に関し、当社監査役3名全員(うち社外監査役2名)も、上記算定根拠による発行価額の決定においては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、また、本第三者割当増資の実施の必要性とともに、当社の業績動向や財務状況、現在の株式市場の状況及び当社の株価の推移状況、本第三者割当増資により発行される株式数等を考慮すると、上記ディスカウントは適正であると判断され、さらに、日本証券業協会の指針も勘案されていることから、上記発行価額は割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(訂正後)

本株式の発行価額(払込金額)につきましては、当社株式の株価動向、株式市場動向、本第三者割当増資で発行される株式数等を勘案し、本第三者割当増資に関する割当決議日の直前営業日(2019年5月17日)の取引所における当社株式の普通取引の終値の90%(1円未満端数切上げ)である1株66円といたしました。

<中略>

以上により、当社は、上記発行価額は割当予定先に特に有利でないと判断いたしました。なお、当該払込金額66円につきましては、本株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日(2019年5月17日)までの直近1ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値83円(小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。)に対し20.48%のディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直近3ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値94円に対し29.79%のディスカウント、同直近6ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値100円に対し34.00%のディスカウントとなります。

本件に関し、当社監査役3名全員(うち社外監査役2名)も、上記算定根拠による発行価額の決定においては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、また、本第三者割当増資の実施の必要性とともに、当社の業績動向や財務状況、現在の株式市場の状況及び当社の株価の推移状況、本第三者割当増資により発行される株式数等を考慮すると、上記ディスカウントは適正であると判断され、さらに、日本証券業協会の指針も勘案されていることから、上記発行価額は割当予定先に特に有利でないと判断しております。